

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和元年7月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○住友生命西支部様（北見市） 5,000円

<故人が生前お世話になったため>

※細川 昭代様（端野町） ○奥村 清二様（端野町） 30,000円

○伊藤 正史様（端野町） 30,000円

※高橋 富士夫様（常呂町）

○南澤 準二様（留辺蘂町） 20,000円

○東海林 晃様（留辺蘂町） 30,000円

○中川 ツヤ子様（留辺蘂町） 30,000円

○三上 順子様（留辺蘂町） 20,000円

○根本 さち子様（佐呂間町） 20,000円

<北見肝炎友の会解散のため>

○北見肝炎友の会様（北見市） 10,000円

<各種事業で募金・収益を>

○きたみ市商工会青年部様（端野町） 20,000円

<離町に際して>

○佐々木 シズエ様（留辺蘂町） 20,000円

<ボランティア活動推進のために>

○「小さな親切」運動北見支部様（大通東） 170,000円